

雄物川地域森林計画変更計画書

(雄物川森林計画区)

計画期間 [自 平成 27 年 4 月 1 日
至 平成 37 年 3 月 31 日]

(平成 31 年 1 月変更)

秋 田 県

変更事項及び理由

1 計画の対象とする森林の区域

- ・森林の区域の異動により市町村別の森林面積に増減があるため、森林資源の適正な把握のため地域森林計画対象森林を変更

2 森林の整備に関する事項

○委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

- ・全国森林計画に即し、項目を追加

3 森林の保全に関する事項

- ・保安林等制限林の異動により市町村別の面積を変更

4 計画量等

○林道の開設又は拡張に関する計画

- ・林道事業として実施する路線があるため、追加変更

○保安林の整備及び治山事業に関する計画

- ・治山事業として整備する区域があるため、追加変更

○要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

- ・施業実施に伴う要整備森林の変更

目 次

II 計画事項

第1	計画の対象とする森林の区域	1
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	2
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	2
	(1) 森林の整備及び保全の目標	2
	(2) 森林の整備及び保全の基本方針	2
	(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	2
2	その他必要な事項	2
第3	森林の整備に関する事項	2
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	2
	(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	2
	(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	2
	(3) その他必要な事項	2
2	造林に関する事項	2
	(1) 人工造林に関する指針	2
	(2) 天然更新に関する指針	2
	(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	2
	(4) その他必要な事項	2
3	間伐及び保育に関する事項	3
	(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	3
	(2) 保育の標準的な方法に関する指針	3
	(3) その他必要な事項	3
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	3
	(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	3
	(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	3
	(3) その他必要な事項	3
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	3
	(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	3

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	3
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	3
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	3
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	3
(6) その他必要な事項	4
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	4
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針	4
(2) <u>森林経営管理制度の活用</u> の促進に関する方針	4
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	4
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	4
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	4
(6) その他必要な事項	4
第4 森林の保全に関する事項	4
1 森林の土地の保全に関する事項	4
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	4
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	5
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	5
(4) その他必要な事項	5
2 保安施設に関する事項	5
(1) 保安林の整備に関する方針	5
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	5
(3) 治山事業の実施に関する方針	5
(4) 特定保安林の整備に関する事項	5
(5) その他必要な事項	6

3	鳥獣害の防止に関する事項	6
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	6
(2)	その他必要な事項	6
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	6
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	6
(2)	鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	6
(3)	林野火災の予防の方針	6
(4)	その他必要な事項	6
第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	6
1	保健機能森林の区域の基準	6
2	その他保健機能森林の整備に関する事項	6
(1)	保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	6
(2)	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	6
(3)	その他必要な事項	6
第6	計画量等	6
1	間伐立木材積とその他の伐採立木材積	6
2	間伐面積	7
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	7
4	林道の開設又は拡張に関する計画	7
(1)	市町村別内訳表	7
(2)	箇所別内訳表	8
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	14
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	14
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	14
(3)	実施すべき治山事業の数量	15
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	18

第7	その他必要な事項	19
1	保安林その他制限林の施業方法	19
	(1) 制限林の施業方法	19
	(2) 森林の保護及び管理	19
2	その他必要な事項	19
	(1) 水と緑の条例に関する事項	19
	(2) 民有林「緑の回廊」に関する事項	19

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

区 分		面 積 (ha)	備 考	
総 数		190,853	()内は 旧市町村名	
市 町 村 別 内 訳	市町村名			
	秋田市	(秋 田 市)	19,341	
		(河 辺 町)	8,221	
		(雄 和 町)	9,283	
		合計	36,846	
	大仙市	(大 曲 市)	2,653	
		(神 岡 町)	624	
		(西 仙 北 町)	10,567	
		(中 仙 町)	1,524	
		(協 和 町)	12,244	
		(太 田 町)	827	
		(仙 北 町)	17	
		(南 外 村)	6,382	
	合計	34,838		
	仙北市	(角 館 町)	5,209	
		(田 沢 湖 町)	11,086	
		(西 木 村)	9,291	
		合計	25,586	
	美郷町	(六 郷 町)	863	
		(千 畑 町)	1,738	
		(仙 南 町)	462	
		合計	3,064	
	横手市	(横 手 市)	4,422	
(増 田 町)		4,395		
(平 鹿 町)		567		
(雄 物 川 町)		2,754		
(大 森 町)		6,430		
(十 文 字 町)		3		
(山 内 村)		17,239		
(大 雄 村)		18		
合計	35,829			
湯沢市	(湯 沢 市)	9,135		
	(稲 川 町)	3,355		
	(雄 勝 町)	13,036		
	(皆 瀬 村)	7,011		
合計	32,537			
羽後町		13,882		
東成瀬村		8,271		

- 注) 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は森林計画図に表示する民有林です。
- 2 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の開発行為の許可、同第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び同第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の対象となります。
- 3 森林計画図の縦覧場所は、農林水産部森林整備課及び秋田、仙北、平鹿、雄勝地域振興局農林部森づくり推進課です。
- 4 単位未満は四捨五入のため、計は一致しません。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

変更なし

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

変更なし

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

変更なし

2 その他必要な事項

変更なし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

変更なし

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

変更なし

(3) その他必要な事項

変更なし

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

変更なし

(2) 天然更新に関する指針

変更なし

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

変更なし

(4) その他必要な事項

変更なし

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

変更なし

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

変更なし

(3) その他必要な事項

変更なし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

変更なし

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

変更なし

(3) その他必要な事項

変更なし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

変更なし

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

変更なし

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

変更なし

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

変更なし

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

変更なし

(6) その他必要な事項

変更なし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針

変更なし

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進することとします。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

変更なし

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

変更なし

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

変更なし

(6) その他必要な事項

変更なし

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林施業及び土地の形質の変更に当たって水資源の涵養、土砂の流出、崩壊防止上特に林地の保全に留意すべき森林を地形、地質、土壌、気象その他の条件を総合的に勘案して次のとおり定めます。

ア 市町村別面積

単位:ha

区 分	面 積	留意すべき事項
総数	43,854	1. 保安林等制限林 制限林については、制限林の施業方法によるものとします。 2. その他の地域 森林内の地表や土壌の攪乱及び林床の破壊防止に留意するものとします。
秋田市	4,317	
大仙市	3,136	
仙北市	5,338	
美郷町	554	
横手市	12,375	
湯沢市	11,753	
羽後町	2,861	
東成瀬村	3,520	

注) 森林の地区は参考資料 2 (5) の制限林の種類別面積と同一です。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

変更なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

変更なし

(4) その他必要な事項

変更なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

変更なし

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

変更なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

変更なし

(4) 特定保安林の整備に関する事項

変更なし

(5) その他必要な事項

変更なし

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

変更なし

(2) その他必要な事項

変更なし

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

変更なし

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

変更なし

(3) 林野火災の予防の方針

変更なし

(4) その他必要な事項

変更なし

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

1 保健機能森林の区域の基準

変更なし

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

変更なし

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

変更なし

(3) その他必要な事項

変更なし

第6 計画量等

1 間伐立木材積とその他の伐採立木材積

変更なし

2 間伐面積

変更なし

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

変更なし

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(1) 市町村別内訳表

単位（延長：km、面積：ha）

区 分	開 設			拡 張			備 考
	路線数	延 長	利用面積	改 良 箇所数	舗 装		
					路線数	延 長	
総 数	203	654.0	39,446	80	48	148.5	
前 期	99	304.4	19,670	42	36	123.9	
後 期	104	349.6	19,776	38	12	24.6	
秋田市	37	101.9	6,307	11	5	16.0	
大仙市	28	81.7	3,917	17	8	36.1	
仙北市	35	115.4	8,559	19	10	17.4	
美郷町	3	13.2	504				
横手市	47	188.9	10,553	5	2	5.1	
湯沢市	41	121.1	7,808	21	12	46.6	
羽後町	7	14.0	590	4	5	12.0	
東成瀬村	5	17.8	1,208	3	6	15.3	
合 計	203	654.0	39,446	80	48	148.5	

注) 前期の路線数及び利用面積には、前期・後期にまたがる路線も含む。

(2) 箇所別内訳表 (開設/新設・改築)

単位 (延長 : km、面積 : ha)

種類	(区分)	位置(市町村)		路線名	(延長)	(利用区域面積)	前半5 力年の 計画箇	図面 番号	備考		
			旧市町村名								
自動車道	林業専用道	秋田市	秋田市	新山三内	1.2	1,121	○		一部改築		
				小山田	2.5	93	○				
				貝の沢	1.4	113	○				
				湯の里道川	5.0	153	○				
				陸市	4.5	256					
				新山	6.4	270					
				小山田	1.1	65					
				豊巻	2.1	53					
				杉沢	1.5	78					
				山谷畑	1.2	280					
				羽川	2.1	120					
				地主	2.0	215	○				
				下浜長浜	1.6	150					
				上皿見内	3.5	430					
				夏虫	1.0	30	○				
	女夫石	0.6	25	○							
	林業専用道	秋田市	秋田市	河辺町	新山沢	1.5	151	○			
					鎌倉	1.5	119	○			
					唯鳩沢	1.9	113	○			
					宇利沢	2.4	165				
					内沢	3.0	113				
					会沢	2.5	65				
					みさご沢	2.3	64				
					鳥越	3.6	126				
					松木沢	3.5	210				
					御倉岩	3.0	175				
					大滝沢	3.8	125				
					新川上田表	4.5	215				
	林業専用道 林業専用道	秋田市	秋田市	雄和町	萱ヶ沢第一	7.0	261	○			
					萱ヶ沢第二	6.0	286	○			
					大柳	2.6	100	○			
					大沢	8.0	250				
					中山沢	1.0	30	○			
					八木山沢	1.0	30	○			
					東ヶ沢	0.6	30				
	柳林	1.0	52								
	小計	秋田市	秋田市		37	101.9	6,307	15			
大仙市					大曲市	仁心寺	0.5	210	○		
						熊沢	2.2	80			

自動車道	林業専用道 林業専用道	大仙市	大曲市	深沢	2.0	170			
				地蔵田	2.2	110			
				熊沢石持	3.3	130			
				中山荒山台	2.6	87			
			西仙北町	畑の沢青平	3.1	107	○		
				中沢中長根	3.4	82	○		
				大佐沢	4.0	277			
				滝尻沢	2.1	159			
		大仙市	西仙北町	小西又沢	2.3	81			
				上田の沢	2.6	87			
				前田面	2.8	134			
				源四郎沢	2.0	107			
				石仏沢	2.0	117			
				明光沢岳	2.5	125			
	正手沢			3.5	250				
	外堤			3.0	155				
	中仙町		栗沢・大神成	1.4	92	○			
	協和町		芹沢	1.5	86	○			
			樺坂	2.0	114	○			
			前沢	8.2	541	○			
			向築茂	8.0	181	○			
			七袋	1.5	50	○			
	太田町		真木根堀	3.0	95	○			
			大台	2.0	100	○			
	南外村		矢向	5.0	119	○			
			北田山田ヶ沢	3.0	71	○			
	小計			28	81.7	3,917	13		
			仙北市	角館町	内沢入角山	6.5	307	○	
	西長野・相沢	6.5			1,040	○			
	角館山沢	7.5			1,238	○			
	古寺	7.5			167	○			
	熊堂・野田	4.6			81	○			
	田沢湖町	谷地ノ沢		5.0	267	○			
		鹿の作		4.7	123	○			
		沢口		1.5	117	○			
		日影		1.5	143	○			
		おぼこ沢		1.5	96	○			
		大和田		1.8	95				
		町田		2.2	248				
		田向		3.5	148				
		滝ノ沢		2.1	78				
	岡崎	2.0	85						

自動車道	林業専用道 林業専用道 林業専用道	仙北市	田沢湖町	大森山	5.5	440			
				笹森山	3.5	245			
				向小和瀬	2.5	150			
				宝仙台	2.0	81			
				金堀沢	2.0	95			
			西木村	ビンザ森	11.0	1,110	○		
				二神山	2.1	158	○		
				六郷沢	2.2	269	○		
				大浦大石	3.3	390	○		
				長沢2号	1.2	59	○		
				沢口	2.5	117	○		
				福坂	1.4	234	○		
				梨子木台	1.0	73	○		
				大羅迦内支	2.0	80	○		
				上大沢	2.0	160			
				岩の目沢	4.5	241			
				黒沢	2.0	110			
				木田	1.8	106			
				瀧尻	2.5	150			
			上浦支内沢	2.0	58				
		小計		35	115.4	8,559	19		
		美郷町	六郷町	瀧尻・竜川	0.5	83	○		
				七滝山	3.0	200	○		
			千畑町	浪花	9.7	221	○		
		小計		3	13.2	504	3		
		横手市	横手市	金沢	8.2	185			
				前郷	8.0	110	○		
				無沢	3.2	368			
				中沼	9.4	225			
上板ヶ沢	3.0			159					
大屋沢	4.5			186					
回立	2.0			186					
柳沢	3.0			192					
滝の沢支線	2.5			105					
漆原	2.0			162					
増田町	小栗山			2.6	182				
	菅生沢		0.7	102	○				
	与三畑		2.5	178					
	武道支線		2.0	189					
	堂ヶ沢	2.0	197						
	味ヶ沢	3.5	165						
	吉家沢	2.5	193						
荒治郎沢	2.0	192							

自動車道	林業専用道	横手市	雄物川町	北ノ沢	3.2	203	○			
				地竹沢	1.5	419	○			
				東ノ沢	3.0	306				
				西ノ沢	3.8	215				
				小野田	3.3	191				
			大森町	黒沢	1.8	87				
				六盃堀戸	0.5	438	○			
				坂部	9.1	126	○			
				前田	8.0	168				
			真山石高	5.2	208					
			山内村	南郷	13.7	245	○			
				黒沼	5.4	115	○			
				焼山	1.3	17				
				上屋敷	3.7	120	○			
				赤倉沢	4.8	210				
				黒沢	5.7	204				
				外山	4.2	124				
				大倉沢	1.5	30				
				金山	3.5	841				
				南俣沢	10.0	700				
				矢萩沢	7.1	618				
				赤水沢	4.0	398				
				ワサビ	3.0	331				
				カラムシ	4.0	299	○			
				沢田	3.0	213				
				文内山	4.4	206				
				甲	3.8	192				
				叔父台	0.8	20				
				南郷支線	2.0	33				
				小計		47	188.9	10,553	10	
			湯沢市	湯沢市	石塚	1.8	304	○		
					大荒沢	1.2	109	○		
					御獄	1.3	127	○		
					山谷	1.6	279	○		
					須川・高松	5.0	260	○		
					七十刈	1.6	404	○		
					関口相川	5.5	498			
					山谷杉沢	2.5	213			
					戸石崎	2.2	126			
					大荒沢	2.2	154			
					八幡山	2.0	145			
					カクルミ	2.8	143			
					落	3.5	138			

自動車道	林業専用道 林業専用道	湯沢市	湯沢市	山居沢	4.5	197			
				吉ヶ沢	4.5	189			
				三途川	3.4	213			
		林業専用道 林業専用道	稲川町	平場	2.4	254	○		
				玉ヶ沢	3.0	106	○		
				萱又	0.9	118	○		
				大小沢	0.8	174	○		
		林業専用道 林業専用道	雄勝町	下宿	0.6	65	○		
				中ノ沢	3.0	138	○		
				大沢・熊ノ沢	5.0	282	○		
				綴子沢	2.6	158	○		
				南の沢	1.8	165	○		
				三ツ村	8.6	205			
				東沢	6.1	428			
	小沢			8.0	200				
	川井			2.6	80	○			
	大清水			2.5	109	○			
	立浪宝山			2.0	50	○			
	林業専用道	皆瀬村	山ノ田	1.5	50	○			
			行手沢	1.5	50	○			
			小安沢	3.7	802	○			
			貝沼若畑	1.9	44	○			
			白沢	0.8	84	○		起点	
			畑等	5.0	325				
			黒森	4.8	181	○			
			上生内	0.5	30	○			
	林業専用道 林業専用道 林業専用道 林業専用道	小計		41	121.1	7,808	27		
			羽後町	中の沢	2.0	133	○		
	仙道沢	2.6		129	○				
	風谷山	4.4		83	○				
	上乙泉	1.9		31	○				
	宇津野飯沢	2.1		80	○				
	太倉	0.6		121	○				
	西馬音内	0.4		13	○				
林業専用道 林業専用道 林業専用道 林業専用道	小計		7	14.0	590	7			
		東成瀬村	砥沢	2.2	425	○			
鳥谷沢	6.0		360	○					
大深沢	3.6		189	○					
柳沢	3.0		151	○					
土ヨロ	3.0		83	○					
林業専用道 林業専用道 林業専用道 林業専用道	小計		5	17.8	1,208	5			
		合 計		203	654.0	39,446	99		

- 注) 1 終点側の林道は路線数として数えない。
2 前期欄に「○」がある路線は、前期又は前期・後期にまたがる路線である。
3 区分に記載のない路線は林道

(2) 箇所別内訳表 (拡張/改良)

種 類	(区分)	位 置(市町村)		路 線 名	改 良 箇所数	前半5カ 年の計画 箇所	図面 番号	備 考	
			旧市町村名						
自動車道		秋田市	秋田市	国見山	1				
				道川	1	○			
				湯の里	1	○			
				黒川	1				
				無知志沢	1	○			
			河辺町	福田	1				
				小出沢	4				
				丸舞	1	○			
		小計			8	11	4		
		大仙市	西仙北町	杉山沢	1				
				諏訪山	5				
				椿沢	1				
			中仙町	小滝支	1	○			
			協和町	板井沢	3				
				沢内水沢	1	○			
				石森	1	○			
				出羽湯の沢	1				
			南外村	六郷沢	1	○			
				上荒沢	2	○			
		小計			10	17	5		
		仙北市	角館町	堤沢	1				
				長坂	1				
				山崎	1				
				鬼壁	2				
				野田	1				
			田沢湖町	黒沢野	2				
				手倉野	4	○			
			西木村	坂本	1	○			
				比内沢	1	○			
				堀内	1	○			
				小滝	1	○			
				土熊沢	1				
				渋谷沢	1				
篠路支	1			○					
小計			14	19	6				

自動車道	横手市	雄物川町	外稜作	1	○			
			鍛冶台	2	○			
		山内村	大穴峠	1				
			金山	1	○			
		小計		4	5	3		
	湯沢市	湯沢市	若畑中新田	2	○		皆瀬村と同じ	
			東角	3				
			中山	1				
			杉沢	1				
			山院	3	○			
		稲川町	国見	1	○			
		雄勝町	登川山の田	4	○			
		皆瀬村	若畑中新田	4	○		湯沢市と同じ	
			稗田沢	2	○			
	小計		9	21	6			
	羽後町		登河	2	○			
			登川山の田	1	○			
			宇津野	1	○			
	小計		3	4	3			
	東成瀬村		大日向	3				
	小計		1	3	0			
	合 計			49	80	27		

注) 前期欄に「○」がある路線は、前期又は前期・後期にまたがる路線である。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

変更なし

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

変更なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

森林の所在			治山事業施行地区数		主 な 工 種	備 考
市町村	旧市町村	区 域		前半5カ年の計画		
秋田市	秋田市	新屋	2	2	本数調整伐・植栽工	
		浜田	2	2	本数調整伐	
		飯島	2	1	本数調整伐・植栽工	
		添川	1	1	山腹工	
		下浜羽川	1	1	本数調整伐	
		下浜名ヶ沢	1	1	山腹工	
		下浜長浜	2	1	本数調整伐	
		下浜桂根	1	1	本数調整伐	
		仁別	1		溪間工	
		下新城	2	1	山腹工	
		上新城	1	1	溪間工	
		上北手	1	1	山腹工	
		下北手	1		山腹工	
		河辺町	神内	1		溪間工
	岩見		3	2	溪間工	
	三内		2	1	溪間工	
	雄和町	女米木	2		溪間工	
		平尾島	5	3	溪間工・山腹工	
		神ヶ村	1		山腹工	
		萱ヶ沢	2	1	山腹工	
		相川	2		溪間工	
		種沢	2	1	溪間工	
		左手子	1		溪間工	
繫		3	1	溪間工・山腹工		
碓田		1	1	山腹工		
大仙市	大曲市	蛭川	1	1	山腹工	
		神岡町	神宮寺	1		溪間工
	西仙北町	刈和野	1	1	山腹工	
		大沢郷	3	2	山腹工	
		土川	2	1	本数調整伐	
		正手沢	1	1	山腹工	
		長野	1	1	本数調整伐	
	協和町	荒川	2	1	溪間工・山腹工	
		峰吉川	2	1	山腹工	
		協和境	1		山腹工	
		協和船岡	3	2	山腹工	
		上淀川	1	1	山腹工	
		中淀川	1	1	山腹工	
		下淀川	1	1	山腹工	
南外村	南外	11	9	溪間工・山腹工		
太田町	太田	3	2	溪間工・山腹工		

森林の所在			治山事業施行地区数		主 な 工 種	備 考
市町村	旧市町村	区 域		前半5カ年 の計画		
仙北市	角館町	白岩広久内	2	1	溪間工	
		白岩	1	1	溪間工	
		八割	2	1	山腹工	
		下延	1		山腹工	
		小勝田	1	1	山腹工	
	田沢湖町	生保内	7	4	溪間工・山腹工	
		田沢	2	1	溪間工	
		玉川	2	1	溪間工	
		刺巻	1	1	山腹工	
		神代	1	1	溪間工	
		梅沢	2	1	溪間工	
		梅内	1	1	溪間工	
	西木村	西明寺	2	1	山腹工	
		上桧木内	9	7	溪間工・山腹工	
桧木内		5	3	溪間工・山腹工		
美郷町	六郷町	六郷東根	2	1	溪間工	
	千畑町	金沢東根	1	1	本数調整伐	
		千屋	1	1	溪間工	
		黒沢	1		溪間工	
横手市	横手市	金沢	1	1	溪間工	
		杉沢	2	1	本数調整伐	
		睦成	3	2	溪間工・本数調整伐	
		大屋寺内	1		本数調整伐	
	増田町	狙半内	2	1	溪間工	
		亀田	1		本数調整伐	
		吉野	2		溪間工	
	平鹿町	醍醐	1		溪間工	
	雄物川町	大沢	2	2	溪間工	
		二井山	1	1	溪間工	
	大森町	八沢木	1	1	溪間工・山腹工	
		坂部	1	1	溪間工・山腹工	
		上溝	1	1	山腹工・溪間工	
		八沢木	6	3	溪間工・溪間工	
		猿田	1		山腹工	
	山内村	土渕	2	2	溪間工	
		平野沢	2	1	本数調整伐	
		大松川	5	3	溪間工	
		小松川	2	1	溪間工	
南郷		3	3	溪間工・山腹工		
三又		4	2	本数調整伐		
黒沢		4	1	本数調整伐		
筏		1	2	本数調整伐		

森林の所在			治山事業施行地区数		主 な 工 種	備 考	
市町村	旧市町村	区 域		前半5カ年 の計画			
湯沢市	湯沢市	松岡	3	1	本数調整伐		
		山田	4	1	溪間工		
		関口	3	1	溪間工		
		高松	4	2	溪間工		
		字柵内沢川	2	2	山腹工		
		酒蒔	3	3	山腹工		
		石塚	2	2	本数調整伐・山腹工		
		稲川町	東福寺	2	1	本数調整伐	
			宮田	1	1	山腹工	
			川連	1	1	溪間工	
			三梨	3	2	溪間工	
			稲庭	4	2	溪間工・山腹工	
		雄勝町	駒形	2	2	溪間工・山腹工	
			泉沢	1	1	山腹工	
			小野	3	1	溪間工・山腹工	
			上院内	4	3	溪間工	
			下院内	3	3	溪間工	
		皆瀬村	秋ノ宮	5	4	溪間工	
			畑等	5	3	溪間工・本数調整伐・山腹工	
			川向	4	2	溪間工	
	小安		1	1	山腹工		
	皆瀬		2	1	溪間工		
羽後町		軽井沢	1	1	溪間工		
		上到米	1	1	山腹工		
		水沢	1		本数調整伐		
		田代	4	2	溪間工		
		中仙道	2	1	溪間工		
		上仙道	1	1	溪間工		
		飯沢	2	2	溪間工・本数調整伐		
		西馬音内堀廻	1	1	溪間工、山腹工、本数調整伐等		
東成瀬村		岩井川	5	3	溪間工・山腹工		
		田子内	3	1	溪間工		
		椿川	6	4	地下水排除工・山腹工・溪間工		
合 計			260	162			

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び
時期

該当ありません。

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

(1) 制限林の施業方法

変更なし

(2) 森林の保護及び管理

変更なし

2 その他必要な事項

(1) 水と緑の条例に関する事項

変更なし

(2) 民有林「緑の回廊」に関する事項

変更なし